

# 令和5年度第4回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日（火）午後3時30分から4時22分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

|        |     |     |    |
|--------|-----|-----|----|
| 会長     | 12番 | 丸谷  | 浩二 |
| 会長職務代理 | 2番  | 藤野  | 雄次 |
| 委員     | 3番  | 北田  | 和彦 |
|        | 4番  | 糠山  | 秀雄 |
|        | 5番  | 舘   | 邦夫 |
|        | 6番  | 松井  | 成樹 |
|        | 7番  | 三上  | 将治 |
|        | 8番  | 宮腰  | 茂雄 |
|        | 9番  | 谷川  | 聡志 |
|        | 10番 | 長谷川 | 太佑 |
|        | 11番 | 林   | 恵子 |
|        | 13番 | 北   | 廣見 |
|        | 14番 | 朝倉  | 雪  |

4. 欠席委員（1人）

1番 川端 伸造

5. 議事日程

|    |  |
|----|--|
| 第1 | 開会   |
| 第2 | 会長挨拶   |
| 第3 | 業務報告   |
| 第4 | 議事録署名人の指名  |
| 第5 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について                               |
|    | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について                               |
|    | 議案第3号 農地転用事業計画の変更について                                    |
|    | 議案第4号 現況証明願について  |
|    | 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
|    | 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について                            |
|    | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について                  |

第6 その他

(1) 8月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、定例総会開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は21名でございます。なお、1番川端委員、推進委員の深川委員から欠席の届出がございます。14番朝倉委員と八木推進委員につきましては遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、9番谷川委員、10番長谷川委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は鎌谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は田6,859.01㎡、畑264㎡でございます。耕作人員は1名、申請農地は鎌谷地係の田2,080㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもございますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、13番北委員、お願いいたします。

13 番： それでは、この件につきましても、ただいまの事務局が説明したとおりでございます。〇〇〇〇さんはもともと鎌谷の在住者でございます。家はあるんですけどももう既に誰も住んでいないということで、売買に至ったということでございます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求

めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、営農型太陽光発電の申請となります。こちらの案件につきましては、平成26年8月に1回目の転用許可が出ており、以後3年ごとに更新を行っており、今回4回目の許可申請となります。貸付人は城にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は同じく城にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては城地係の1筆で、登記地目は畑、面積は1,298㎡のうち6.96㎡でございます。用途につきましては営農型太陽光発電でございます。事由につきましては、借受人は花きを栽培する農家であり、当該地の上部に太陽光発電設備を設置したいとのことでございます。権利の種類は使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ということで第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、一時転用ということで、今回、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては6ページ、図面につきましては7ページから9ページ、下部の農地での営農計画につきましては10ページから16ページをご覧ください。

続きまして、番号2番については、譲渡人は鎌谷にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は山十楽の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては権世地係で、登記地目は田、面積は1,130㎡でございます。用途につきましては緑地帯の整備でございます。事由につきましては、譲受人は製造業を営む企業であり、後ほどご説明します議案第3号の事業計画変更の用地と併せて申請地に緑地を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、既存施設の面積の2分の1以内の拡張であるため、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては17ページ、計画図につきましては18ページ、19ページをご覧ください。

続きまして、番号3番から7番につきましては、譲渡人は東善寺にお住まいの〇〇〇〇さんほか4名で、譲受人は春宮二丁目の〇〇〇〇でございます。こちらの申請は、去年の7月と9月に審議を行いました農振除外の手続が完了したため、今回、農地転用の申請を行うものでございます。申請の土地につきましては東善寺地係7筆で、登記地目は全て田、面積は合計1万9,291㎡でございます。用途につきましては倉庫の整備でございます。事由につきましては、譲受人は衣類の小売業を営む企業であり、申請地に倉庫を整備したいとのことでございます。権利の種類についま

しては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設ということで、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては20ページ、計画図につきましては21ページから23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。まず、番号1番につきましては、朝倉委員、遅刻をしておりますので、事務局の説明に代えさせていただきたいと思っております。

続きまして、番号2番につきましては、13番北委員、お願いいたします。

13 番： この件につきましても、ただいまの事務局の説明のとおりでございまして、特別問題がないように思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

続きまして、番号3番から7番につきましては、藤野職務代理者、お願いいたします。

2 番： 以前からの案件であり、特に問題はないかなと思います。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して8番宮腰委員に調査結果の報告をお願いいたします。

8 番： 報告します。今日、朝の9時から、谷川委員、長谷川委員、そして事務局の人と一緒に現地見て回りましたけれども、今説明あったとおり、全て問題ないと思われ

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 番号1番のところですけども、貸付人とか借受人は同じ〇〇〇〇さんという名前で、住所も全く同じなんで、親族かよく分かりませんが、家族じゃないかなと思

うんですけど、これ、どうなんですか。

事務局： この2人の関係は夫婦となっております。

5 番： 夫婦なのにどうしてこう、貸し付けたり借受という形を取ったんですか。

事務局： 転用の案件に関しましては、自分自身の土地を別の用途に転用する場合は4条で、誰かの土地を自分が転用する場合、それがたとえ親族間であっても5条の申請行って、金銭が発生するようであれば貸借権、無料で貸し借りを行う場合には使用貸借権の設定を行うことで許可申請を行うこととなっております。

5 番： じゃ、もともとの土地所有者が、太陽光発電つくるんですということで、区分の変更という形で申請はできないってことですか。

事務局： もともとの所有者が区分の変更で太陽光発電を設置したいというのは。

5 番： ここに書かれているような許可申請の区分じゃなくて、農地を太陽光発電に提供したいという理由で許可申請をするという形にはできないんですかって。

事務局： その場合には4条の申請で行うこととなります。自分自身の土地で太陽光発電を設置したい、そういった場合はもう4条ですね。

5 番： 4条だと、これは、さっきの話では基本的にはできないけども、例外的に認めるというのが、例えば4条申請したときも、そういう適用が可能になるんですか。

事務局： 農地転用の許可基準に関しましては、4条も5条も同じものを使っていますので、4条でやるってなった場合でも、一時転用だから許可できるというふうに判断できます。

議長： いいですか。ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農地転用事業計画の変更について

議長： 議案第3号「農地転用事業計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号「農地転用事業計画の変更について」、ご説明させていただきます。24ページをご覧ください。

番号1番につきましては、申請者は〇〇〇〇です。こちらは、議案第2号2番の案件と関連するものです。申請事由は、令和元年12月2日付で許可を受けた権世地係ほか5筆について、当初、権世地係の農地を含めて緑地帯、駐車場として整備をする計画でありまして、その計画で所有者と転用を行うことの了解は得ていました。しかし、後に、所有者から転用で農地がなくなる分、ほかに代替地を確保したいとの要望がありまして代替地を探していましたが了解を得られず、権世地係を除く計画で転用を行いました。しかし、今回、新たに代替地を見つけることができたため事業計画を見直し、変更の申請を行うこととなりました。内容としましては事業面積の変更であり、権世地係ほか5筆、3,430㎡の転用計画に権世地係を加え、合計4,560㎡の転用計画へ変更するというものでございます。場所につきましては25ページ、計画につきましては26ページ、27ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して8番宮腰委員に調査結果の報告をお願いいたします。

8番： 先ほど出ました案件のものと、いただいたところと同じ場所の地図見ますと、川との間の地面で、現地調査した結果、問題ないんじゃないかなと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。

どうぞ。

辻下推進委員： ちょっと教えていただきたいんですけど、緑地帯のところですか。緑地帯の植栽に関しては、何かこういったものを植えなければならないとかというのはあるんですか。

議長： 事務局、分かりますか。

事務局： 緑地帯に関しましては、農地法というよりも開発行為の中で、こんだけの面積整備したら、じゃ、こんだけの割合の緑地帯を整備してくださいというふうに決まっ

てまして、今回、もともと設けてた分の緑地帯が26ページのこの計画図にありますけれども、ここ、もともと緑地帯整備していたところに、今回新たに工場を整備することになりまして、その潰れた分を新たに今回の計画予定地のところに整備したいということになっております。

辻下推進委員： 聞きたかったのは、例えば、緑地帯に植えるものについて、何か指導なり、決まったものがあるんなら。何でもいい、緑さえあれば何でもいいのか。

議長： これ、申請時に何をしますってやつが出てきていると思うんやけど、これはないんか。

事務局： 特にこちらに出してもらうものはないですね。開発行為の許可とかってなると、もう県の都市計画課とかそういったところに申請して許可を受けることになるかなと思います。

議長： 多分、これ、県へ行くんだろと思うんやけど、緑地帯を設けますという話は何件かあります。で、現地調査行くと、ここにこういうものを植えますとか、そういう説明はあるんやけど、今はそういうものは何か決まってないんか。

事務局： 特に聞いたことはないですね。

議長： そっか。これはどこで決まるんやろ。県行くとあるんやけどな。ちょっと調べておいてください。

事務局： はい。

議長： ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地転用事業計画の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

#### ◇ 議案第4号 現況証明願について

議長： 次に、議案第4号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。



事務局： それでは、議案第4号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。29ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては番堂野地係で、面積は244㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は平成7年までは農地として利用されていましたが、その後、耕作放棄され、山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては30ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 地区担当委員の説明につきましては、14番朝倉委員ですが、遅刻をしておりますので、事務局の説明に代えさせていただきたいと思っております。

次に、本件につきまして、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して8番宮腰委員に調査結果の報告をお願いいたします。

8番： 先ほど、朝、現地見てきましたけれども、雑草とか木が生えている荒地で、別に問題ないんじゃないかと思っております。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問を受けたいと思っております。質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

#### ◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用

地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。31ページをご覧ください。

あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。

32ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年7月31日月曜日でございます。貸手は12人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が16筆、1万7,226㎡でございます。集落別内訳については、樋山の田が14筆、角屋の畑が2筆でございます。

33ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。34、35ページにまたがっております1番から10番につきましては、樋山の田14筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり9,700円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

11番と12番につきましては、角屋の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万5,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

2 番： 33ページの4番ですけど、貸付人と借受人が同じですかね、これは。

事 務 局： 同じでございます。

2 番： なぜこうなってるんですか。

事 務 局： こちら、〇〇〇〇さんに貸し出す予定のこちらなんですけれども、全部この形で貸しておりまして、土地改良の関係で一旦解約しているところなんです。で、今回、その土地改良、換地処分が終わりまして地番と面積が確定しましたので、新たに再契約という形を結んでいるんですけれども、その以前の契約の形と同じ形を取っているために、貸手と借手が一緒という形にはなっております。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

5 番： 中間管理機構が中間に入るということを聞いたんですけども、もし仮に、貸付人の田畑が、例えば相続をしていて、20年の農地を耕作してれば相続税が免除されるというふうな形になってる場合の農地だとすると、中間管理機構を入れることで、その20年の相続、納税が猶予されるって制度がキャンセルされて、もうずっと、その人が死ぬまでずっと農地を続けたいといけないという規約があると思うんですけども、そういうことは農業委員会から土地所有者に対して説明はされてるんでしょうかね。

事務局： 今回の件に関しましては、そういった方はいらっしやらないと思うんですけども、過去、ちょっと前任の者の記録とかを見ますと、そういった説明はしている形跡がありました。

5 番： それは、どういうことが残ってるんですか。説明したってことですか。

事務局： そうですね、メモですけども、本人の了解を取ったというようなメモは残っているのを確認しました。

5 番： ちょっとその点については、先生たちと相談させてください。

議長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。36ページにお進みください。

今回、8件の届出がございました。

1番の届出につきましては、桑原の田8筆、畑1筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年12月15日で、

相続による所有権の移転でございます。桑原地系の田6筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

37ページにまたがっております2番の届出につきましては、春宮の田2筆、高塚の田6筆、春宮の畑2筆、高塚の畑4筆、清王の畑1筆、山十楽の畑1筆でございます。権利取得者は高塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年6月20日で、相続による所有権の移転でございます。高塚地系の田3筆は〇〇〇〇さんが、高塚地系の田2筆は〇〇〇〇が、高塚地系の畑4筆、清王地系の畑1筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

3番と4番の届出につきましては、中浜の田2筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年6月20日で、相続による所有権の移転でございます。4番については持分2分の1の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

5番の届出につきましては、重義の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は重義にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年11月25日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、古屋石塚の田2筆、畑2筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成30年2月7日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

38ページにお進みください。7番の届出につきましては、牛山の畑2筆でございます。権利取得者は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年8月8日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

8番の届出につきましては、菅野の田9筆、畑4筆でございます。権利取得者は菅野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年3月6日で、相続による所有権の移転でございます。菅野地系の田2筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報

告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。39ページをご覧ください。

今回、2件の届出がございました。

1番と2番につきましては、東善寺の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。議案第2号の3番、5番にありますとおり、〇〇〇〇に所有権移転を行うため解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議長： 次に、その他(1)「8月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 8月の定例総会につきまして、8月25日金曜日午後1時半から開催したいと思います。

議長： ただいま事務局の提案につきまして、ご意見はありますか。

2番： 稲刈りが始まっている時期なので、もしできたら午前中に開くことはできないのかなと思うんですけど、どうでしょう。

事務局： 事務局のちょっと今、スケジュール、部屋の空き状況がちょっと今はっきりしないところなんですけれども、委員の皆様、そのほうがご都合いいということであればそのように、午前中に調整可能かどうかちょっと確認して、できればそのようにしたいというふうには思います。いかがでしょうか。

議長： 委員さん、どうでしょうか。今の提案ですけれども、特に支障のあるというような方はおられますか。よろしいですか。

では、事務局のほうで、まだ都合が、部屋の空きがあるかどうかというのは分かりませんので、委員の方々は午前中でもよろしいというふうにしておきたいと思っております。

辻下推進委員： 午前中と言ってもさ、何時のことを想定してるんですか。

議長： 大体午前中ですと、9時半からだろうと思います。

辻下推進委員： 早いほうがいい。

議長： あとは事務局のいろんな予定等々があるかと思いますが。  
事務局のほうはどうですか。

事務局： 9時がよろしいということで大丈夫ですかね。

議長： 大丈夫ですか。

事務局： じゃ、9時……。

事務局： すみません、農業委員会の開催が午前中となりますと、そのときにかかる案件の  
現地調査を前日行かないといけないかなと思うのですが、次、林委員、丸谷会長、  
北委員になりますが、その前日、現地調査でも特に問題ないですかね。また案件出  
てきたら相談させていただきたいとは思いますが……。

議長： ほかの委員、どうですか。前日の午前中なら変わらないと思うんですけど。

事務局： 分かりました。また案件出てきたらご相談させていただきたいと思います。

議長： よろしいでしょうか。次は誰が現地調査になってるって？

事務局： 次は、林委員と丸谷会長、あと北委員です。

議長： よろしいですか。

4 番： その都度変わるんですか。その回だけということ？

議長： 基本的には8月だけということですね。

では、現地調査は前日、もし行くとすれば前日、午前中ということで、9時から  
なら9時からでいいと思います。

ほかにご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

では、8月の定例総会は8月25日午前9時から開催いたします。会場等につきましては、また変更があるかもしれませんが、事務局からの連絡でお願いしたいと思います。

また、それに伴います現地調査は、前日の24日午前9時からというふうにしたいと思います。よろしいですか。

#### ◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいま事務局から報告がありました。このことにつきまして、ご質問を受けたいと思います。

5 番： 最後の基地局の話ですけども、確かに国の基準とかいろいろあってそういうふうには制約がかかっていると思うんですけども、実際にできた後にあわら市として電波の強度、電界強度を測定して、間違いなくこれは基準内に入っているというような確認はされているのでしょうか。

事 務 局： そうですね、市としてってなりますと、また市役所の中全体を確認する必要がありますが、そのようなものを測っているというのはちょっと農業委員会としては把握しておりません。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、その他の(2)を終わります。

今日の予定は以上でございます。あとの説明はどうしますか。

#### ◇ 閉 会

議 長： では、今日の会議はこれで閉じたいと思います。

まだまだ暑い日が続きますので、お体には十分留意して作業を行うようにしてください。どうもありがとうございました。

令和5年7月25日

議 長

委 員

委 員